

今年の12月2日から新規の保険証の発行はできなくなります

こんな場合でも再発行できません

1. 保険証を紛失した
2. 子供が生まれた(扶養者ができた)
3. マイナ保険証を作れない(本人が寝たきりで窓口に行けない)
4. その他

保険証の代わりとして
「資格確認書」を発行し
ます

1. 本年12/2以降、事業所経由で「資格確認書」の発行申請を提出してください。
2. 発行にはお時間がかかります。サイズ 15cm×10cm程度、紙製

現在お持ちの保険証は来年の12月1日まで使用可能です。早めにマイナ保険証へ切替をお願い致します。